

日本国外務省及び農林水産省と
ブラジル連邦共和国サンタ・カタリーナ州との間の
意向表明書

〒100-8919 日本国東京都千代田区霞が関 2－2－1 所在日本国外務省（以下、「MOFA」という）野口
泰中南米局長（大使）、〒100-8950 日本国東京都千代田区霞が関 1－2－1 所在日本国農林水産省（以
下、「MAFF」という）森重樹輸出・国際局長及び郵便番号 88032-900 サンタ・カタリーナ州政府管理区
域内, SC 401-Km 15, no 4.600, Saco Grande, Florianópolis, 所在サンタ・カタリーナ州政府ジョルジーニ
ョ・メロ知事は、それぞれの機関を代表し、次の認識を表明する。

第1 パラグラフ

1. 1

本意向表明書（以下、「LOI」という。）は、MOFA、MAFF 及びブラジル連邦共和国サンタ・カタ
リーナ州(以下、これらを総称して「参加者」という。)の間で作成される。

1. 2

この LOI は、2025 年 3 月 26 日に日本国政府及びブラジル連邦共和国政府により発表された、ブラ
ジル産穀物の日本への安定的な供給を明記する「日・ブラジル戦略的グローバル・パートナーシップ・
アクションプラン(2025-2030)」に基づくものである。

1. 3

参加者は、農産物を中心とした物資輸送のために、日・ブラジル両国の民間部門の利害関係者との協
力を通じて、港湾その他の関連施設を含む物流インフラネットワークを整備することの重要性を認識
する。

1. 4

参加者は、特に、サンタ・カタリーナ州所在のサン・フランシスコ・ド・スル港の輸出能力を強化す
ることを望む。これは、ブラジルのアグリビジネス部門の発展とともに、日本国外からの穀物の安定供
給を通じた日本の食料安全保障の強化に貢献する。

第2 パラグラフ

この目的のため、参加者は、サンタ・カタリーナ州で活動する日本企業の農業・食品関連産業のビジ
ネス環境の改善のために協力することを望む。

第3パラグラフ

3. 1

この LOI は法的拘束力を持たず、参加者に国内法又は国際法に基づくいかなる法的権利又は義務を生じさせるものではない。

3. 2

この LOI は、参加者のいずれかに資金を拠出させる拘束力ある義務を生じさせるものではなく、資金の移転に係るいかなる種類の事項も構成しない。

第4パラグラフ

4. 1

この LOI は、署名日に開始され、2 年間継続する。

4. 2

参加者は、相互の同意により、この LOI を修正及び変更することができる。本修正については、参加者の代表者が本文書に署名した時点から運用を開始する。

第5パラグラフ

本文書の解釈または実施に関して生ずる紛争については、参加者間の協議を通じて解決されるものとする。

第6パラグラフ

この LOI 上、参加者のそれぞれの住所は以下のとおりである。

日本国外務省（MOFA）

〒100-8919 東京都千代田区霞が関 2－2－1

日本国農林水産省（MAFF）

〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1－2－1

ブラジル連邦共和国サンタ・カタリーナ州

Centro Administrativo do Governo Rod.

SC 401-Km 15, no 4.600, Saco Grande, Florianópolis-SC,

ZIP CODE:88032-900,

第7 パラグラフ

参加者は、日本語、ポルトガル語及び英語の LOI 原本 3 通に署名する。英語版は、日本語版及びポルトガル語版に優先するものとする。

2025 年 6 月 18 日に日本国東京で署名。

日本国外務省中南米局長（大使） 野口 泰

日本国農林水産省輸出・国際局長 森 重樹

ブラジル連邦共和国サンタ・カタリーナ州知事 ジョルジーニョ・メロ